

〈研究ノート〉

## 寛延の怪異と地震祈禱

### ― 賀茂別雷神社を中心に ―

間瀬 久美子

#### 要旨

江戸中期寛延の三件の怪異と地震に対する朝廷祈禱は、賀茂・阿部・卜部等の卜占や先例を基に判断されたが、怪異は祈禱名目や祝詞の文言からは除去され、天皇の慎みや国家安全祈禱として、その災禍に対処した。一方、自然現象への合理的解釈も社会に浸透し、神社社家等は、怪異を神社造営や運営参加を要求する契機として利用するようになった。

#### キーワード

祈禱 地震 怪異 朝廷 卜占

#### はじめに

賀茂別雷神社（以下、上賀茂社と略す）の釜鳴・山鳴動の怪異は、中川学氏が「神社争論をめぐる朝廷と幕府の裁判」<sup>(1)</sup>で寛延四年（一七五二）を、また笹本正治氏が『鳴動する中世』<sup>(2)</sup>で、賀茂神社ほか各地の例を論じている。中川氏は、寛延・宝暦期（一七四八―一六四）における上賀茂社の神社運営を独占する神社支配層（社司等）と、そ

こから排除されていた非役氏人層との神社運営をめぐる対立が、天変地異（鳴動）を契機に訴訟へと発展した朝廷と幕府の神社争論の争点の一つとして論じている。その争点とは、①神供不正、②社地材木伐採、③鳴動の三点であり、釜鳴・山鳴動は、氏人一八名が社司等の不正に対する神の怒りとして、寛延四年四月一八日に賀茂伝奏葉室頼要に訴えたのに対して、五月八日に社司・評定が京都町奉行所に出訴したことにより、朝廷・幕府双方で裁判された事件である。中川氏は鳴動に重きを置いていないが、最初の朝廷側の裁許では、この釜鳴・山鳴動に対する社司側の判断に対して、籠居（閉門）・蟄居（逼塞）という厳しい処置を下している。笹本氏は賀茂神社の鳴動は、中世では神が何かを知らせる音であり、朝廷に連絡し国家としての対応がなされる大事として一五世紀末まで理解されていたと論じている。そこで、本稿では、朝廷がなぜ、社司に対して厳しい処置を下したのかという原因を考え、寛延年間の上賀茂社と三つの怪異と祈禱について分析し、朝廷による怪異地震祈禱の問題として論じたい。本稿の主たる史料は、上賀茂社の「日記」であり、この期の朝廷史料としては、要となる撰政一条道香の日記はないので、その父太政大臣一条兼香の「兼香公記」<sup>(3)</sup>と、武家伝奏廣橋兼胤の『公武御用日記』<sup>(4)</sup>を使用する。

### 一 寛延四年の地震と朝廷の祈禱

寛延四年（一七五一）春・夏は地震の多い年であった。「兼香公記」から、同年春から夏にかけての地震を抽出したものが、表である。四月二六日越後高田平野（現、上越市）を震源とする推定マグネチュード七・〇～七・四の激震が発生し、死者一五四一人余<sup>(5)</sup>と推定され、二七日の余震で多くの潰家が発生した。京都では、二月二九日に推定マグネチュード五・五～六・〇の強い地震<sup>(6)</sup>があり、一条兼香は「日記」に以下のように記している。

午下刻良方地震小時地震止、服部大学水戸屋敷地震見舞也、西園寺前左府・石山中将・庭田前大納言等地震為見舞也、（中略）自撰政以使地震為見舞余与里使来云々、禁裏・女院等伺御機嫌了、此日女院御幸依為地震右<sup>(7)</sup>

共御延引沙汰也、宝永四年十月四日午下刻地震、又去年七、八度、此度午下刻地震三ヶ度也<sup>(7)</sup>  
 また高田地震については、後日の伝聞を五月一二日に以下のように記している。

表 寛延4年2月～閏6月の地震 「兼香公記」より作成	
月 日	地震時刻等
2月29日	午下刻地震三ヶ度
3月1日	地震度々
2日	地震
3日	間々地震
6日	地震度々
9日	夜亥下刻地震
10日	兩度地震
12日	午下刻地震三ヶ度
19日	午刻地震
20日	子刻計地震云々
4月4日	地震辰下刻
13日	酉下刻地震云々
16日	午下刻亥刻地震云々
20日	卯斜地震
22日	午刻地震
26日	子刻地震
5月1日	子刻地震
4日	此節度々地震云々
11日	子刻辰下刻地震
12日	去25日越後惣地震
23日	未刻地震
25日	丑刻地震
29日	巳刻地震、度々
6月18日	巳刻時分地震云々
25日	丑刻雷鳴地震
閏6月7日	未刻地震
15日	子刻過地震

去廿五日二月廿九日歟越後国惣地震凡クツル、家、五百取沙汰、自京都者甚シキヤウ云々  
 表によると、二月二十九日から地震は断続的に続き、三月九回、四月七回、五月七回、六月二回、閏六月二回に及び、この間、兼香は、三月一六日。同二五日に地震と鹿島神との関係を次のように記している。

三月一六日の地志んの歌

三へん唱れハましないと成

ゆるるとも よもやぬけまし かなめいし

かしまの神君 あらんかきりす

三月二十五日（欄外）

かしま神到来歟 神膳令供神前 其ワケ餅カ色カハリ 又塩小鯛まいとイロクスフキアカリ

仍東国三十三ヶ所西三十三ヶ所社司 是為祈禱之由 本かしま神のつけ可有之由示之云々

昔モソノタメシ多事也

寛延四年当時、地震は鹿島神の要石によって押さえられているという伝承が、公家社会にも伝えられていたこと、および、東国三十三箇所西国三十三箇所の神社でも社司たちが祈禱する時、地震は鹿島神のつけであること認識していることがわかる。しかし、三月四日時点で、朝廷では地震祈禱の件は問題として出ていない。寛延四年地震に対して、一早く行動を起こしたのは幕府であった。関東下向中であつた武家伝奏廣橋兼胤は、三月一三日の「日記」<sup>⑧</sup>に以下のように記している。

信濃守示云、伯耆守傳言之由、去月廿九日京洛大地震二候、仍 御所方可被窺 御機嫌哉、豊後守迄被尋合口候 処、宝永大地震之節無之儀候旨難示来候、今度ハ可被窺之 思食二候而、議奏中迄老中之奉書ヲ以被仰進候、最早翌日兩人ハ発足候哉、議奏中江被申入候間、兩人為心得示告之由也

これは、幕府より老中奉書による議奏宛の朝廷への地震見舞状であり、議奏中山栄親・姉小路公文・葉室頼要・芝山重豊・東久世通積の五名宛の書札には、「主上・女院様御機嫌」と明記されているが、地震祈禱については一言も触れられてはいない。宝永大地震と同様、幕府から朝廷に対する祈禱依頼はなかつた。朝廷でも、連続する地震に対する祈禱は検討されていなかったが、四月一日、一条兼香は摂政一条道香より上賀茂社金鳴の話聞き、次のように記している。

摂政来臨 上賀茂木をいたせハ神明之とく令申入、若此事年内炎上、御きうし可有之沙汰云々、一七日祭前夜、於釜戸神前甚加カマナリソノテイ如太鼓、伝奏奉行沙汰可被聞之由也<sup>⑨</sup>

ここには上賀茂の木を伐採することは神明の徳であるという申し入れがあり、もしこの事が年内に炎上、御凶があるとの沙汰であるとかやで、賀茂祭前夜の一日日に釜戸神前において釜が太鼓のように鳴ったという風聞を賀茂伝奏・同奉行より聞いたと記している。中川氏によると、これは賀茂祭の一八日に、非役氏が賀茂伝奏に鳴動を契機に社司らによる神事神供と社地の木伐採の不当性を訴えたことによると説明されている。しかし、この釜鳴の真相究明と併行して、禁中では、四月二一日に女御が本殿へ移る日を決定するための占いととして、陰陽助賀茂保嵩に占文を行なわせるのと同時に、地震に対する吉凶占いが行なわれていた。その占文が次のものである。

幸徳井占文<sup>101</sup>

去二月廿九日丁酉時加来地震<sup>時至四門地</sup> 吉凶如何占得凶火賁遇朱雀 推之口舌火災等可被慎誠乎

期在五月七月十月何以言之賁有 火之象朱雀主口舌火事兼被致 祈禱至期殊被慎御者 其咎自銷  
而可為安全乎

寛延四年四月二十日 陰陽助賀茂保嵩

この占文は、二月二九日から続く地震の吉凶を占ったところ朱雀方向に凶とでたので火災等の難を警告し、天皇の慎みと祈禱を必要とする内容である。この占文に続いて兼香は「摂政来臨 夕膳時也 朱雀、内裏ヨリ北ニテ也」と記していることから、摂政道香が夕食時に兼香邸を訪問して、幸徳井（賀茂）の朱雀方角凶とある占文と、その朱雀方角に上賀茂があることから、上賀茂の釜鳴を占の凶と結びつけたのは、一条兼香・道香親子の夕食時の話であることがわかる。二月二九日の地震について、上賀茂社の「日記」<sup>102</sup>には、「未刻半過地震二而入夜小地震数十度」と記されており、特にこれを山鳴動・怪異と結びつけるような文言や気配は全くなく、地震に対する祈禱もしていない。御所の北東にあたる比叡山延暦寺の座主宮門跡寺院である妙法院の「日記」<sup>103</sup>には、以下のような記述がある。

二月廿九日丁酉 雨 当番（略）

一 未刻大地震動 須臾ノ間ナレトモ動揺太<sup>ニ</sup> 燈籠等倒、壁壞レ所<sup>ニ</sup>損シアリ

右震動ニ付、為窺御機嫌御使被差上所<sup>ニ</sup>、禁裏様・女院様・有栖川宮様・八十宮様右御使青木造酒

一 禁裏様江御月次御祈禱<sup>(寺)</sup>之卷数被献上、右御使青木造酒

三月朔日

一 戌刻頃地動、昨日より軽シ、昼夜数度小動アリ

同 二日(前略)

一 曉天地動、今日モ終日少宛鳴動、夜ニ至テモ不止、丑刻計震動烈シ

延暦寺では、燈籠などが倒れる被害があり、早速、桃園天皇・青綺門院(女院)等に御見舞いの使者を派遣している。毎月の月次祈禱の卷数は天皇へ恒例行事として献上されているが、特に寛延地震に対する自主的な祈禱をした様子はない。

朝廷では、摂政のもとに既に賀茂祭翌日の四月一九日には、上賀茂釜鳴の怪異の風聞が伝わり、且二〇日には賀茂保高の地震占において凶とされるや、同二一日夕食時における摂政一条道香と太政大臣兼香の会話から、賀茂の怪異に対する祈禱は、決定されたと思われる。釜鳴山鳴動の怪異究明はまだ不十分であったが、四月二九日に上賀茂社に対して、「明朝日方国家安全之御祈一七ヶ日可仕旨書付」<sup>(3)</sup>が賀茂奉行清閑寺益房より上賀茂惣代保留・澄直二名に渡され、また朝廷は七社七寺<sup>(4)</sup>に対しても五月一日より七日間の地震祈禱命令を発した<sup>(5)</sup>。

## 二 上賀茂神社の怪異と地震祈禱に対する対応

四月二九日に上賀茂社が、賀茂奉行清閑寺より渡された朝廷の祈禱書付は以下のものである。

従明一日一七箇日之間 国家安全 玉體安穩 諸臣萬民 水火風雨天災地揺無難 御祈一社一同可抽精誠事

一來月八日卷数可有献上事

四月廿九日<sup>⑧</sup>

この祈禱内容には「天災地揺」という地震の文言は入っているが怪異の文言はない。この祈禱書付に続き「右御書渡北社怪異之旨御祈禱之中右之儀相心得御祈禱可申旨御口上二而被仰渡候事」と記されていることから、釜鳴山鳴の怪異についても、祈禱の中に含めて祈るようにといい伝言を受けていることがわかる。惣代は怪異の文言が入っていないことに対して、社家中にどのように伝えればよいのか、また祝詞に付け加えたものか否かを質問したところ、賀茂伝奏の所へ行って指示を仰ぐようにとの返答であった。賀茂伝奏葉室頼要からの指示は、「此儀祝詞申時、右之儀ぬく之可申旨一同社家中へ者右之儀可申聞仰」<sup>⑨</sup>とあり、祝詞から怪異の文言は抜くという指示であった。以下がその祝詞である。

一今度御祈禱地震祝詞 神主貴布祢祝方被差出 当社祝詞神主作進如左

掛毛畏幾当皇太神宮并八社 撰神末社諸神乃宇津乃廣 前尔恐美恐<sup>毛美</sup>申而白久忝毛 朝廷乃詔旨於奉而今

月朔日始而一七箇日廣前仁社司氏人等 奉詣侍今日吉辰各参集而 常毛献神酒採供倍中臣祓 一百度於奉

読而祝禱申事乃由乎 掛毛畏幾大神平久安久聞食而国家安全 玉體安穩仁諸臣万民仁至<sup>天麻</sup>水火

風雨天災地揺乃無難夜乃守日乃守仁 護幸賜<sup>止</sup>恐美恐<sup>毛美</sup>申須

寛延四年五月四日 神主從四位下賀茂懸主正久<sup>⑩</sup>

怪異の文言は祝詞より除去するが、暗に申し含めるといふ伝達は、他の七社寺においても徹底された。それは伊勢神宮や延暦寺への祈禱伝達を示す以下の史料からも明らかである。

1 伊勢神宮 寛延四年五月一日

国家安全玉體安康諸臣 萬民水火風雨天變地揺無難 加茂別雷社辺怪異有之由 御祈可含其旨不知之由、

寛延の怪異と地震祈禱 — 賀茂別雷神社を中心に —

間 瀬 久美子 七

但無御教書<sup>(9)</sup>

2 山門延曆寺 寛延四年四月二八日

自來月一日一七箇日之間、国家安全・玉體安穩・諸臣萬民・水火風雨・天災地揺、無難御祈之事、可抽精誠之旨、可有御下知延曆寺之由、奉行職事一通御到着候、此旨衆中可有存知之由、座主宮御氣色二候也

四月廿八日

菅谷法眼 寛純 判

(別紙) 今度被仰出候御祈之儀二付、被申含候儀有之間、明日左之中壺人參上可有之候、以上

四月廿八日

菅谷法眼

三 執行代<sup>(10)</sup>

では、なぜ賀茂の怪異である山鳴動釜鳴の文言は、祈禱書付や祝詞に正式に書き加えられることがなかったのであろうか。理由は二つあると考える。一つは、五月一日からの祈禱は、賀茂の怪異に対する祈禱ではなく、二月以來相次ぐ地震に対する人々の不安を除去し平安を祈ることが主たる目的であったことである。それは、朝廷からの祈禱書付や祝詞の中に「国家安全、玉體安穩、諸臣萬民水火風雨天変地揺無難」の文言があることから明らかである。二つ目は、上賀茂社の怪異、即ち山鳴動・釜鳴に対する見解が、賀茂社の社司と氏人との間、および社司間でも対立しており、不分明であったことである。

第一の点については、藤田覚氏が「江戸時代の天皇・朝廷は、政治権力および人民との距離がもつとも遠くなくなったがゆえにか、あるいはそれだからこそか、観念的に、あるいはタテマエとして、国家に対しては支配者、また人民に対しては万民の保護者であるとの意識を維持し、人民に善政を施すべき立場にあり、それゆえに人民の幸福を祈るといふ意識が強かったといえる」<sup>(21)</sup>と指摘しているように、国家安全、万民無難を祈ることが、古來からの朝



廷の勤めであるという意識の明示を必要としていたからである。これは、元禄一六年関東地震祈禱に対する霊元上皇や近衛基熙の思想からも読み取れることは、別稿<sup>④</sup>で私も論じている。では、元禄一六年、將軍綱吉命による関東大地震時の書付と祝詞では、どうだったのであるうか。將軍綱吉においても、朝廷にとって代わる国家統治者としての意識が強く反映されていたのであろうか。但し幕府奉行所等よりの祈禱命令の書付は、「賀茂別雷神社日記」に見当たらないので、上賀茂社中が認めた書付を以下に掲げる。

一 此度一七ヶ日卷数太麻祝詞等書付之事

賀茂別雷神太神宮御祈禱 日供備進之事

一社一同一七ヶ日参詣之事 中臣祓一千度執行之事

右奉為征夷大將軍源綱吉公御安鉢 天下泰平国土豊饒御武運長久

御願円満感應成就殊 掛丹誠所奉祈之状如件

元禄十六年十二月 御一社中

祝詞ノ留

掛畏多皇太神乃宇津之廣前仁 恐美恐美毛申奉留去頃江府震動志天 民間騷動世利奉為 征夷大將軍源綱吉

公幸壽長遠御願 円満万民平安国土豊饒殊者 一社一同仁武命乎蒙天一七ヶ日懈怠奈久 誠心於凝之冥時

乎祈奉留所奈利 皇太神此状於平久安介久聞食天 夜乃守日乃守常盤堅盤仁 護幸給停止恐美恐美毛申須

元禄十六年十二月 御神主從三位賀茂懸主就久 敬白<sup>⑤</sup>

元禄一六年の書付の文言に万民の文言はなく、祝詞には「円満万民平安国土豊饒」を願うという文言はあるが、一貫して強調されているのは、征夷大將軍綱吉の御安鉢のためという文言である。寛延四年の朝廷より伊勢・賀茂・延暦寺に伝達された祈禱書付や上賀茂社の祝詞には、玉體安穩のために国家安全等を祈るのではなく、国家安全が

第一に位置しており、玉體安穩は諸臣萬民以下と並列的に記載されている。綱吉の地震祈禱はあくまでも將軍のためであり、万民の保護者という意識は二の次である。

第二の理由、山鳴動・釜鳴について当時の状況を見てみよう。同年四月二五日、賀茂伝奏葉室頼要は、神主と一社惣代を出頭させて、上賀茂社の山鳴動・釜鳴について直接尋問している。

去正月御供ニ鹿末之品有之候由、且神木被伐扨候ニ付、山鳴動且釜等茂鳴候様御聞被成候、此儀如何之由御尋ニ付答ニ、(中略)神木之儀此儀者高山と申候ニ付、風聞候聞ニ達シ候義与奉存候、山鳴動之儀曾而無之候、地震等之節者賀茂山計ニ而も無之諸山一統鳴候儀ニ而御座候、且此度伐扨候山者神殿統之山ニ而も無之、海道を隔社家中惣山と申様成物ニ而、(中略)山ノ木伐扨候儀者、寛文四年閏東裁許状ニも有之候故、相談を以伐扨候儀ニ御座候(中略)、釜之儀ハ、去ル十七日翌十八日神供、焼候節、薪多くべ候故カ湯氣之勢ニ而吹切候様ニ風聞承知仕候、釜鳴候儀者火之氣無之釜鳴候を釜之鳴与及承知候、此度之儀者御料焼候ニ付、湯氣ニ而吹切候与被存候由申上処、仰ニ成致、委細御承知被成候、此儀も山鳴動或ハ釜鳴候者早速注進可有之義と思召由也<sup>(4)</sup>

社司である神主と一社惣代の回答は、①山が鳴動したことは一度もなく、地震ならば賀茂山以外の諸山も鳴動したはずである。②木を伐採した山は、神殿続きの山ではなく、街道を隔てた山である。③釜鳴は賀茂祭のため四月一七・一八の兩日、神饌御料を作るため、薪を多くくべたので、勢いよく湯氣が吹き上がった時の音である。④釜鳴とは火の氣のない釜が鳴った時のことである。というもので、極めて合理的な回答である。

一方、四月二六日付の岡本保巨以下、非役氏人一二三名連署の回答は、次のようなものであった。

依御尋謹而言上 (前略)

一 山鳴動之事

此儀山内山外之差別、睨与承届不申候事

一金鳴候事

此儀者四月十七日未刻計、炊神供候酒殿之釜鳴候事相違無御座候、ケ様之儀者是迄不承及候故、

吉凶之儀も不伝承候、以上

右依御尋言上如件

寛延四年四月二十六日

岡本大炊保巨（中略）

葉室中納（言）殿 御雜掌中<sup>25</sup>

山鳴動については、非役氏人も否定し、釜鳴については、確かに鳴ったとはいうものの具体的な記述はなく、このようなことは、従来なく吉凶は伝承されていないと慎重に回答している。その後、釜鳴について、五月四日に再び、賀茂伝奏から賀茂惣代が召喚され、釜鳴は湯気の勢いで鳴ったものというが、京都へ来た者の話では、釜鳴は甚しかったというので、その釜の周辺にいた下役人にもよく聞いた上で、一社中連名（実名直筆）の詳しい書付を提出するよう要求された。同五日には、賀茂惣代が町奉行所に賀茂伝奏・賀茂奉行より尋問を受けていることへの所司代届出の相談に向くが、町奉行所よりはその必要なしと拒否されて<sup>26</sup>いる。五月六日には、五月一日より開始された国家安全・地震祈禱の祝詞が日記に記載され、同時に社司の中にも、連名を断る者が続出していたことを記している。

一昨四日御伝 奏被仰渡ニ連名書付御相談可被 成事兼令云、酒殿釜之儀ニ付連名之義、御断申入候子細者去ル  
十七日用事有之酒殿辺ニ罷在候処 釜鳴候事夥敷候、早速駆付見及候処、差而火を焼候躰茂見請不申候、依之所々ニ而釜鳴候事夥敷由申咄候、三日ニ被差上候書付ニ、湯氣之勢ニ而吹切候由左候得者私所々ニ而相咄候事、全虚言ニ相成候故、連名御断申入候由也、尤神夫小目代口書ニ湯氣之吹切与申儀を私一人鳴候由申いか、候

へとも夫、聞違ニ而可有之哉、又火を焼候由有之候、私儀、差而火を焼候と、不存候、乍然竈之そばに不參候由也、于時保萬云、只今兼令被申候通ニ而、弥連名御断申候由也、子細、湯氣之勢ニ而可有之哉与御伝奏ニ而申上候得者、氏桂ニ、如何可被存哉、私者御断申由也、氏桂云私儀者御伝奏ニ而申上候義、三日ニ被差上候書付茂又ハ神夫小目代口書茂同断之事故連名可致由也、保萬ニ、兎角御断被申由ニ而、保萬・兼令退出之事、且学頭方も昨夜被断候共、今日所勞之断ニ候間、一応可被尋由ニ而沙汰人を以被尋候処、弥連名出席断之事、評ニ三日書付被指出候節、各一同ニ而今更連名被相断候得、御條目二月誓状ニも相被違候間、此義、得与御相談之上武辺江御願ニ候、尚以後各無他念評談可然者也

一 御伝奏被仰渡之連名之儀、御断被申上、神夫小目代差上候口書之写差上連名之儀、御断被申上可然ニ決各退散の

右の史料から、社司兼令（沢田社祝）が連名を断った理由は、五月三日の釜鳴は湯気の勢いという書付では、四月一七日に實際、火もないのに釜が甚だしく鳴っているのを見分したことが虚言になるからというものであった。しかし、兼令は、見たといっても竈のそばまで近寄ってはいないとも言っている。保萬（若宮祝）・学頭（評定）も連名を断り、竈の下役人である神夫小目代は口書で湯気といっていること、社司の中にも連名離脱者がいるので、賀茂伝奏への一社中連名は困難であり断ることを寄会で決定したこと、幕府側に吟味を願いたいこと等が読みとれる。すなわち、釜鳴については、非役氏人のみならず社司の間でも意見が分かれていたのである。

一方、朝廷では、五月六日・八日に、陰陽頭・助の安倍・賀茂両家に対して上賀茂の釜鳴吉凶占を要請していた。  
1 賀茂別雷社四月十七日甲申未刻許被炊神供候酒殿釜鳴怪異吉凶如何

占到遇巽睽蠱

推之鬼魅崇并害火災等慎也 怪日以後五月八日辰巳午未日 殊以 慎也 何以言也 巽風也 睽火也 蠱事

也 兼被行御祈者其咎自銷 可為安全乎

寛延四年五月六日 陰陽助兼曆博士

能登守賀茂朝臣保暲

## 2 勘申釜鳴吉凶之事

天地瑞祥志曰申日鳴釜家中喪事 百争田宅大富家中

右去月十七日甲申 賀茂社酒殿之釜鳴也 謹考此異 是賀茂一所之事而不可及他所歟 謹勸申如件

寛延四年五月八日 陰陽頭安倍朝臣泰兄<sup>8)</sup>

右の二つの占文は、賀茂家は火災等の害を消すために、五月八日の天皇の慎みが必要といい、安倍家は釜鳴の喪失は大きい、これは賀茂一所のみのことで、他所へ害は及ばないという見解であった。国家安全・地震祈禱はこの占文以前に既に開始されている。従って、陰陽道両家の占いが直接祈禱祝詞に影響したわけではない。むしろ山鳴動については、山の麓に住む柘原百姓が否定しており、頻発していた「地震」という判断で、氏人と社司評定双方とも問題としない合意ができていたことが、次の史料<sup>9)</sup>から伺われる。

一 山鳴動之儀山林麓ニ住居仕候柘原百姓共不承、於賀茂ニ茂曾而遣候者無旨社司評定方申上候、役外氏人方者山鳴動之儀相違無之候得共、山内山外之差別曉与承届不申候段、先達而伝奏より御尋有之節、及言上候段申上候、社司評定より、山鳴動不致旨申候得共、右之節地震等時々御座候時節ニ候得、其儀を山鳴動与風聞可仕儀茂可有之、社領山統鳴動致候儀承候者茂有之哉無竟束段、社司評定より申上候、何連ニ茂社家中評決不行届様畏候、并此儀双方共御吟味相願候存念無御座候趣申上候ニ付、是等之儀茂向後相互ニ評定治決之上、間違無之様可仕儀与思召候段被仰渡奉畏候(後略)何分之御咎可被仰付候而後証連印一札奉差上候處仍而如件

宝曆四年 月三月<sup>10)</sup>

上賀茂神主

富野大藏権大輔 印

禰宜 森兵部権少輔 印  
役外氏人惣代 岡本甲斐守 印

山本信濃守 印

(※この外社司評定二五名と役外氏人六名省略)

御奉行所

### 三 怪異と朝廷

#### (一) 寛延四年の賀茂一件朝廷裁許と怪異

寛延四年の賀茂の怪異については、祈禱祝詞から外されたが、当時の朝廷では、怪異をどのように認識していたのであろうか。以下の寛延四年一月一九日に出された賀茂一件裁許<sup>30)</sup>から考えてみよう。

神主 富野大威権大輔

釜鳴山鳴動実否御吟味之処、前後間違之儀言上不屈之至三候、依之籠居被仰付候事

正禰宜 森兵部権少輔

正祝 林宮内権大輔

右同断御答ニ付蟄居被仰付候事

雑掌 西池右京権亮

同 藤木越後守

右之輩同前御答ニ付籠居被仰付候事

若宮禰宜 東辻修理大夫

右言上之趣不埒ニ付急度遠慮被仰付候事

非役氏人 岡本右京権大夫

同 山本豊前守

同 北小路備前守

社中異乱如此程之儀候へ、先達ニ可致注進義依御尋申出候段延引緩怠不届ニ付

右三人遠慮被仰付候非役氏人一等可尋此旨事

この外別紙で、提出の書付理由不分明という理由で処分された者は、若宮祝岡本大和守が数年評議差止の上急度  
慎み、沢田社禰宜山本長門守と社大夫藤木陸奥介が急度慎みで、処分者は合計一二名である。釜鳴の言上不届とし  
て籠居（閉門）三名と蟄居（逼塞）二名に処されたのは、釜鳴は湯気とした社司評定側であり、釜鳴は事実とした  
非役氏人三名は、裁許を延引したという理由で遠慮、そして、最後に、釜鳴は竈のそば迄行っていないが事実と主  
張した沢田社祝山本駿河守兼合は、「此度吟味之義ニ付申分文明神妙候事」と褒められている。この処分は、釜鳴  
現象を湯気と自己判断するのではなく、鳴動という怪異に対しては、先ず朝廷に報告して判断を仰ぐという中世以  
來の伝統が近世の朝廷公家社会においても継承されていることを示している。しかし、近世の「怪異」への認識と  
対応は、果たして中世社会と同質のものなのであるうか。以下、寛延年間に連続して起きている他の二件の怪異に  
ついて検討を加えたい。

## （二）寛延三年の怪異と朝廷の祈禱

寛延三年（一七五〇）六月朝廷では奇妙な怪異事件が起きていた。中院通兄（八月内大臣就任）は、日記<sup>別</sup>に次  
のように記している。

六月十三日 甲申晴 自今日於七ヶ寺七ヶ日之間有御祈、是依有思召云々、鳥数多常集于御園樹上 其中一羽

当春以来声似鷄鳴、女房皆怪也、故院御事ノ後、各称不吉、頃日又来鳴樹上、女房甚恐し噉々称不吉之由云々、摂政雖默止内々被尋問于賀安両家候処、賀家称吉、安家称火難病患、仍被存不可如、被行御祈之由候間候へ、者依此事被行御祈云々

天皇御所の樹上に飛んできた鳥の群れの一羽が鷄の鳴声に似ており、四月二三日の桜町上皇崩御の後なので、女官達が恐ろしがり不吉と騒ぐので、摂政一条道香は黙止していたが、密かに陰陽道の賀茂家と安倍家に占わせたところ、賀茂家は吉、安倍家は火難病患と称したので、祈禱を行なうことになり、七大寺に対して七日間の祈禱命令を桃園天皇が発したと記している。朝廷では、六月九日から一〇日にかけて、安倍(土御門)家・源(小泉)家・賀茂(幸徳井)家の三家に吉凶の占いをさせていた。太政大臣一条兼香は、日記<sup>8)</sup>に次の三つの勘文を記している。

1 勘申怪異の事

鴉鷄の声を作て唱事あり、これ先に(破損)崩御の前かた志ば志ば此事あり、今又(略)甚吉凶を卜ひ申に(中略)もと陰氣陽越剋すといへ共畢竟に至て火成に水きしの象なり、去る春賀茂社怪象の勘文に申如く火災の恐れなきにしもあらず(中略)天地瑞祥志爰窺輯要に禽鳥の卜数多見申遣共、此例に当れるものなし謹勘申事

寛延三年六月十日

や須邦

2 勘申怪異事

今日午時鳥声似鷄鳴謹以八純之卜勘之、則是凶也、或火災或病患之機、最可為御慎者乎

寛延三年六月九日

陰陽大属有霖

3 六月九日午過刻鳥作鷄鳴十四五声吉凶如件

非妖怪之所致歟、何以言之鷄司晨鳥 亦(破損)暮去 各陽鳥識時之物也、且似鷄声者



氣類相感也、夫鳥之為瑞久矣 以右反哺仁惠之德故 為吉鳥可為（破損）

寛延三年六月十日

陰陽助加茂保高

この三つの勘文から、鳥が鶏鳴を発したのは、六月九日正午頃で、安倍泰邦は先例なし、小泉有彜<sup>33</sup>が凶、賀茂保高は吉という三者三様の占いを出した。中院通兄、一条兼香共に、桃園天皇が七ヶ寺に七日間の祈禱を命じたとしているが、伊勢神宮でも六月二日に「御祈 国家安全・玉體安康・諸臣萬民・水火風雨無難」の祈禱をしたことを記し、上賀茂社でも六月二日に「自來廿二日一七ヶ日之間、国家安全・玉體安康・諸臣萬民・水火風雨無難御祈之事」<sup>35</sup>と七日間の祈禱書付が記されており、延暦寺根本中堂でも、一三日から七日間天下安全祈禱後二〇日に巻数を献上<sup>36</sup>し、「頼言卿記」には、七社七寺と明記されていることから、この怪異に対して朝廷が、七社七寺で国家安全祈禱を命じていた<sup>37</sup>ことがわかる。但し怪異という文言は、使用されていない。中世の金鶏は吉凶の両用の意味があり、戦国期にも、鶏は地震や火事などを告げる鳥として意識<sup>38</sup>されていた。また、中世の伊勢神宮の鳴動記事は、弘安四年（一二八一）の蒙古襲来や観応の擾乱（一三五一年）の時にも見られ、嘉吉三年（一四四三）、室町幕府將軍義勝が一〇歳で赤痢のため死去すると、石清水・春日・賀茂等の諸社での怪異が頻発していることから、国家が危機に直面した時期と鳴動が連鎖<sup>39</sup>していることがわかる。同様に、寛延期の朝廷内でも、桜町上皇が三二歳の若さで、七社祈禱をする暇もなく崩御<sup>40</sup>に至るといふ不安な状況があり、烏鶏鳴はこの不安が呼び起こした現象であると考ええる。新帝桃園天皇は、わずか九歳であった。

### （三）寛延二年の上賀茂社鼠害と朝幕関係

寛延二年（一七四九）九月九日御神事御戸開の時、上賀茂社本宮内陣を神主と祝が見たところ、鼠が入り御帳帷や飾紐を喰破り畳の縁にも損害が見られたので、これは一社第一の一大事であるので、早々に造替を朝廷と幕府に願ひ出ることが、翌一〇日の臨時寄会で決定されると、惣代が賀茂奉行日野西資興・賀茂伝奏清閑寺秀定及び京都

東町奉行永井尚方の所へ訴えた。要求内容は、修復の例はないので、本宮正権殿造営のうえ、遷宮の要求である。東町奉行所からは、寛保元年（一七四一）に造営遷宮して今年で九年目であり、鼠の通り道、損失の品の全容、過去に御帳内に鼠が入った先例、御戸開き神事の年間の回数、本宮御殿の見分、古権殿に遷御の例などの尋問を受けた。社家側は、古権殿へ遷御の先例はなく造営を強く訴えた。同一二日には、賀茂伝奏・同奉行からの尋問があり、寛保造営時には粗末な造りで、朋板等も透けるようで最初から神主・祝は心配していたこと、鼠の死骸はないが、糞はあったこと等を訴えると、撰政一条道香の判断で、撫物を渡すので、明日より七日間の祈禱をせよということになり、同一三日に、「此度之一事ニ付一社一同天下安全玉體安穩安福無窮之御祈禱一七ヶ日自今日可相勤旨ニ而則御撫物一箱御渡」ということになった。また撰政邸へも直接行き、今回の件で本宮御帳内に神主・祝二夜三日潔斎参籠して密々に中を調べることや祈禱の件承諾届を提出した。翌一四日に、賀茂伝奏に急に呼ばれ、祈禱参籠中の浄衣指貫姿のまま神主らが駆けつけると、今回の鼠の件は虚言の噂があり、卜占でもその兆候があったと伝達された。

御伝奏御奉行御列席ニ而被仰渡候、此度本宮御内陣江鼠入候言上虚言ニ而、有間敷候得共、卜之表ニ而、虚言之様子相見へ候、且神殿造替願之事、当時備後守ニ茂病氣大切ニ候得、町奉行之掛り江左候へ、右願及吟味候而、一社難渋も可有之義与思召候、此度御造営願相止、御帳帷願耳被申候、無事之沙汰与思召候、（中略）兩人被申上候、此度之言上全虚言ニ而、無之候旨段々被申出、仰ニ左様ニ而、可有之候得共、右内密被仰渡之趣、兩人得心候、無難之趣再応被仰付候ニ付、御命重而兩人謹而奉畏候旨被申上、御内陣窺之儀者不及其儀旨参籠可解、且御祈禱之儀、其儘可相勤旨被仰渡、兩人畏り奉之旨被申上候（後略）<sup>(4)</sup>

この内容は、幕府に対する鼠害による本殿造営願を取下げ、御帳帷新調願のみにするようにとの朝廷判断が、賀茂伝奏より伝達されている。と同時に神主祝の御帳帷内参籠を解き、内陣被害状況の内々調査は停止するが、祈禱はそのまま継続せよというものであった。この朝廷判断の背景には、柳原光綱の「憲臺記」<sup>(4)</sup>によると、神祇権大

副卜部兼雄・陰陽頭安倍泰邦・同助賀茂保嵩の占文や官外記進勘例があったからであるという。三占文は、小水火災で大災ではないといい、官外記勘例を撰政が所望したところ、「治承石清水鼠怪有之、不及造替、追而被祈謝之例注進者、被准此等之例、今度被改御帳斗、不可及造替歟之旨、被申入仙洞云々」と記しているので、桜町上皇に寄せられた治承年間（一一七一一一七五年）の石清水八幡宮鼠害時の先例に準拠して、桜町上皇・撰政一条道香らの判断が下ったものであることがわかる。

寛延二年の三家の占文は以下のようなものである。

① ト吉凶事

問今月九日賀茂社奉開御戸之處、内陣御帳外陣御覺鼠喰損事吉凶如何

推之依有不信不浄、神威崇有之歟

寛延二年九月十四日

神道長上正三位大藏卿兼神祇大副卜部朝臣兼雄

② 勘申 怪異之事（中略）

為鼠占之始已來和漢為鼠妖者多々、而十之八九皆為災歟、雖然這般之異、全不與有（中略）階下工皇玉體之事也  
右今月今日有 綸旨而從撰政殿下仰承 進呈之臣戸位襪線下得弁君臣之殃奉 一決故兩存之以聞臣欽所

勘申如件

寛延二年九月十四日

陰陽頭安倍朝臣泰邦

③ 謹勘申 別雷神社御内陣鼠喰之事

康富記嘉吉二年十二月廿四日辛亥 吉田社第四御殿神服鼠喰損云々 吉凶無所見 今勘之鼠者十二支 北方陰位獸也 然則陰剋陽之儀歟 速改殿内被祈謝 可有御慎乎

寛延二年九月

陰陽助賀茂保嵩<sup>(4)</sup>

柳原光綱が大災ではなく小災といったのは、卜部家が「不信不浄 神威祟」で凶あるのに対して、安倍家は、災なれども天皇には害なしと占い、賀茂家は鼠が十二支の一つなので神殿内を改め祈謝すればよいとの占いであったからである。では、官外記勘例という陰陽・神祇道以外の治承年間の石清水社の先例とは何であろうか。

勘申神社怪異事

治承四年八月二十七日

有御卜事

八幡宮去十五日寅刻依放生会出御之間、西御前御劔錦袋并御茵為鼠被喰損事 同宮同日同時令下坂御之御輿

鳳形拔落事 如元奉之由言上 北野宮梅樹無風転倒事、神祇官陰陽寮等占申吉凶之処、八幡神事違例口舌

云々、北野公家御慎殊重云々（以下省略）

九月十四日

左大史 小槻盛春 印 上  
大外記 中原師充 印 上<sup>(44)</sup>

右の太政官兩局の治承四年の勘例には、石清水八幡宮の御劔錦袋と御茵が鼠被害に遭遇したことを、八幡神事違例とは記しているが、その対応について記載はない。この外、石清水八幡宮については「永昌記」嘉承元年（一一〇六）七月一九日条に「八幡宮申為鼠御帳紐喰損并蛇出来（中略）内覽奏下怪所并方角神社可有奉幣」と、御帳紐鼠害時の奉幣での対応や、「中右記」大治五年（一一三〇）一月二五日条の「伊勢一社奉幣（中略）高宮御衾等為鼠被喰積仕注申調進之由也（中略）今度奉幣尋先例所申行也 仮殿遷宮延引之時為被申計旨奉幣也」<sup>(45)</sup>とある如く、伊勢高宮鼠御衾被害時での仮殿遷宮延引の先例等を合成して、柳原光綱が、石清水社の鼠御帳喰損害では、御帳の新調のみで造営はなく、祈謝のみという先例を新たに作り、桜町上皇に奏聞して、これが朝廷の判断になった可能性がある。石清水八幡では、嘉吉三年（一一四三）に宝殿下から蛇が出て馳を追って武内社前で喰い殺すという事件

が起き、社務が替えられている<sup>46)</sup>が、これは、鼠でもなく神殿内でもないのに社務建替が行なわれており、不都合であったのだろうか、先例とはされなかった。

こうして上賀茂社では、九月一三日から七日間の祈禱が執行され、また同時に五日間の桃園天皇御慎み<sup>47)</sup>が、桜町上皇の命により執行されることで、朝廷は、事態の收拾を図ろうとした。この背景として、考えられることは、同年九月の賀茂と同時期には、伊勢内外宮の式年遷宮が執行されており、桜町上皇は九月一六日に、式年遷宮終了による和歌一卷・太刀一腰を奉納して祈禱を命じている<sup>48)</sup>ので、朝廷内では、伊勢神宮遷宮への対応に追われていた状況が窺われる。一方、賀茂社側からみれば、伊勢神宮式年遷宮の年であるこの時期こそが、造営願を朝廷・幕府に申請する絶好の好機であったと思われる。それは、伊勢と異なり、賀茂別雷神社式年遷宮は、江戸時代に入っても、三〇年から五一年と不定<sup>49)</sup>であったからである。結局、寛延二年の怪異祈禱は賀茂一社のみで、七社七寺に對する祈禱命令には至らなかった。

その後、鼠害による幕府への造替要求は、同年一月一月に入って再び、繰り返され、一月二三日に、賀茂伝奏よ、権殿仮殿を建て、まず権殿神宝を仮殿に渡御し、権殿を修理した後に、権殿に本宮仮遷宮をして、本殿鼠穴を修理の上、また本殿に正遷宮をするという決定が言い渡され、社司等も納得した。その結果、一月二八日に権殿神宝渡御、一二月六日権殿修復完了、同八日に本宮を権殿に仮遷宮、本宮内陣の損害・新調目録作成後、同十八日に町奉行所に届出をして、一二月二一日に本殿修繕完了、同二九日に内陣御帳帷新調織物の布完成（代銀一貫百拾八匁八歩五厘支払う）、翌寛延三年一月二八日、本宮の正遷宮<sup>50)</sup>が執行され、一件落着となった。すなわち、鼠害による神殿内陣被害は、本殿造営ではなかったが、神器の一部新調と本殿修理のための仮殿遷宮・修復本殿正遷宮という朝廷と神社の折衷案が実行されたのである。ここには、内陣の神体が穢されたという神の罰を恐れる観念は、天皇の慎みと上賀茂一社の祈禱で解決し、幕府の顔色を窺いながら、幕府負担の造営費を軽減するという現実路線

を朝廷が選択して、神社側を宥めている様子が見てとれる。

### おわりに

寛延二年から四年にかけての三件の怪異・地震に対する朝廷の祈禱は、賀茂（幸徳井）・安倍（土御門）・卜部（吉田）・源（小泉）四家の卜占の結果や先例を基にした朝廷の判断によって決定されている。近世においては、地震と怪異の卜占は、別箇に行われ、たとえ占文の中に「不信不浄神威祟」の文言があっても、怪異を祈禱名目としたり、穢や神威祟の文言を祈禱書付や祝詞に入れることは、もはやなかった。しかし、怪異に対して神罰を恐れる觀念は、中世と同様、天皇が慎みをしたり、七社七寺に「国家安全」祈禱をすることで、タテマエとして民を保護する国家統治者として、その災禍に対する責任を果たすという認識があったと思われる。一方の神社側では、怪異を社司・評定が神社造営願の契機にしたり、氏人が神社運営への氏人合意を要求する契機として利用していることがわかる。怪異は、神社にとって、朝廷や幕府に対する要求の手段とされている点が、中世とは大きく異なっているといえよう。また、主に安倍・賀茂・卜部三家の占文は、朝廷の意志決定に大きく作用しているが、そのまま用いるのではなく、摂政等の公家は、寛延二年賀茂社鼠害に対する先例で明らかのように、過去の先例を都合よく取捨選択して現実可能な事例に、作り直して天皇・上皇に奏聞することもあった。近世における鳴動・烏鷄鳴という怪異は、極めて主観的要素の大きいものであったので、朝廷内では、虚偽説が囁かれることもあった。一方、当時の民衆社会では、賀茂社領の農民が、山鳴動を神威祟りと恐れるのではなく、風聞の山鳴動を否定しており、社司評定、氏人ともに、地震であると合理的な解釈をしている事実にも留意しておきたい。近世になると、怪異現象が記録から姿を消していくのは、神威が後退し、自然現象に対する合理的解釈が次第に社会に浸透していったからであると思われるが、詳しい分析は今後の課題としたい。

註

- (1) 平川新編『江戸時代の政治と地域社会』第二巻「地域社会と文化」、清文堂出版、二〇一五年
- (2) 朝日選書六四四、朝日新聞社、二〇〇〇年
- (3) 東京大学史料編纂所 謄写本
- (4) 『大日本近世史料 廣橋兼胤公武御用日記』二、東京大学史料編纂所、東京大学出版会、一九九二年
- (5) 宇佐美龍夫他『日本被害地震総覧五九九―二〇一二』東京大学出版会、二〇一三年
- (6) 註5に同じ
- (7) 前掲「兼香公記」寛延四年二月二十九日条、東京大学史料編纂所、謄写本
- (8) 前掲『廣橋兼胤公武御用日記』二、一四―一五頁
- (9) 前掲「兼香公記」
- (10) 前掲「兼香公記」寛延四年四月二一日条
- (11) 「賀茂別雷神社日記」寛延四年二月二十九日条、賀茂別雷神社所蔵
- (12) 『妙法院日次記』第十二 史料纂集 続群書類従完成会、平成七年十二月
- (13) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年四月二十九日条、賀茂別雷神社所蔵
- (14) 「頼言卿御記」寛延四年五月五日条に「去月十七日賀茂別雷神社炊神供酒殿金鳴吉凶陰陽頭助勘進被仰出云々又従去一日七ヶ日於七社七ヶ寺有御祈云々」と、七社七寺と明記されている。宮内庁書陵部所蔵。『石清水八幡宮史』首巻、二六八頁。石清水八幡宮社務所、昭和一四年第一刷、平成九年第二刷発行。『伏見稲荷大社年表』二三三頁、伏見稲荷大社御鎮座  
一千二百五十年大祭奉祝記念奉賛会編輯兼発行、昭和三七年。
- (15) 「頼言卿御記」寛延四年五月五日条、宮内庁書陵部。「通兄公記」二八、寛延四年五月一四日条、東京大学史料編纂所写真帳  
六一七三―三四五―一八。

- (16) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年四月二十九日条、賀茂別雷神社所蔵
- (17) 前掲註(14)に同じ
- (18) 前掲「賀茂別雷字神社日記」寛延四年五月六日条、賀茂別雷神社所蔵
- (19) 「御祈類聚」神宮文庫、一門―二〇六六号
- (20) 前掲『妙法院日記』第十二、二〇頁
- (21) 藤田覚『近世政治史と天皇』、一九〇頁、吉川弘文館、平成十一年九月
- (22) 間瀬久美子「近世朝廷・幕府と寺社の災害祈禱―元禄一六年の地震祈禱を中心に―」朝暮研究会の論集(題未定)、岩田書院、二〇一九年出版予定
- (23) 前掲「賀茂別雷神社日記」元禄一六年二月七日条、東京大学史料編纂所、マイクロフィルム、Hi-CATplus 一六八―一九九六―〇九一
- (24) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年四月二十五日条、賀茂別雷神社所蔵
- (25) 「賀茂別雷神社 清足日記」寛延四年四月二六日条、東京大学史料編纂所 Hi-CATplus 一六八―一九九六―一〇一 尚、前掲註1の中川学論文には、三箇条全てが引用されている。但し中川氏は非役氏は一一八名と記している。
- (26) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年五月四日条・五日条、賀茂別雷神社所蔵
- (27) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年五月六日条、賀茂別雷神社所蔵
- (28) 賀茂・安倍二つの占文は前掲「頼言卿御記」寛延四年五月五日条、宮内庁書陵部、二六〇―二二
- (29) 東京大学史料編纂所マイクロフィルムDeJ 五(陽明文庫所蔵史料) この史料は宝歴四年三月十一日の幕府裁許の際、京都町奉行所に提出されたものであるが、寛延四年四月に社司評定と非役氏人の提出した言上書の内容と符合することから、山鳴動にはあえて触れないという双方の暗黙の了解があったものと判断する史料として使用した。
- (30) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延四年一月十九日条



- (31) 「通見公記」二七、寛延三年六月一三日条、東京大学史料編纂所、写真帳六一七三―三四五―二七
- (32) 前掲「兼香公記」寛延三年六月一六日条
- (33) 『地下家伝』中、一〇〇〇頁、寛延二年七月四日に陰陽大属就任、正宗敦夫編纂校訂、自治日報社、昭和四三年
- (34) 前掲註(7)「御祈類聚」
- (35) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延三年六月二一日条
- (36) 前掲『妙法院日記』第十二
- (37) 前掲註(4)『石清水八幡宮史』首卷、二六八頁に「六月廿二日、七社七寺ヲシテ國家安全ヲ祈ラシメラル」と記載されている。また「伏見稲荷大社年表」二二三頁には「六月廿二日 是より先、摂政一条道香、國家安全の御祈禱あるべきを神祇拍雅富王に命じ、当社は是日より一七日間是を修す」と記されている。
- (38) 前掲笹本正治『鳴動する中世』二〇九頁
- (39) 山田雄司『怨霊・怪異・伊勢神宮』、三三五頁、思文閣出版、二〇一四年
- (40) 前掲『桜町天皇実録』第二卷、一〇一五頁
- (41) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延二年九月一四日条
- (42) 前掲『桃園天皇実録』第一卷、二八六頁
- (43) 三家占文は全て、「神祇神官神職」、陽明文庫所蔵史料マイクロRead<sup>5</sup>、東京大学史料編纂所
- (44) 註(43)に同じ
- (45) 註(43)に同じ
- (46) 山田雄司前掲書、三二七頁
- (47) 山田雄司前掲書、三二九頁に、永禄七年八月五日の賀茂在富の伊勢外宮怪異勘文中に「依神事違例、穢氣不信不浄所致歟、御薬事、可慎御也」と記載されているので、御慎みとは薬を断つことであると思われる。

- (48) 『神宮史年表』、一七三頁、神宮司庁、平成一七年
- (49) 小出裕子「近世期における賀茂別雷神社の遷宮に関する研究」、二〇一〜一三年科学研究費助成事業 研究成果報告書
- (50) 前掲「賀茂別雷神社日記」寛延二年一日〜寛延三年一月二八日条  
(付記)

成稿後、山本宗尚『賀茂禰宜神主系図』に見える事件簿(3)「『みたらしのうたかた』一五・一六号平成二八年)を知りました。社司補任の視点より、寛延四年不祥事事件として扱った貴重な論稿です。

尚、本稿は京都大学SPIRITS二〇一七により助成を受けたものです。史料の閲覧・引用に際して、所蔵者賀茂別雷神社様はじめ、お世話になりました京都大学防災研究所・理学部の関係諸先生方・研究員の皆様から、格別の御高配を賜りましたことを、ここに記して厚く御礼申し上げます。

(ませ くみこ 本学非常勤講師)